

多々良沼・城沼自然再生協議会

設立会議及び第1回会議

日時：平成22年4月10日（土）14時～

場所：群馬県緑化センター

目 次

【設立会議】

設立会議次第	3
報告第1号 多々良沼・城沼自然再生協議会準備経過の概要について	4
議案第1号 多々良沼・城沼自然再生協議会の設立について	5
議案第2号 多々良沼・城沼自然再生協議会会則について	6
多々良沼・城沼自然再生協議会名簿	11
協議会委員等の委嘱について	13

【第1回会議】

第1回会議次第	15
議案第1号 多々良沼・城沼自然再生協議会平成22年度事業計画	16
議案第2号 多々良沼・城沼自然再生協議会平成22年度予算	17

【別添資料】

資料 1	自然再生推進法
資料 2	自然再生基本方針
資料 3	自然再生推進法に基づく多々良沼・城沼自然再生協議会について

設 立 会 議

設立会議次第

1. 開 会

2. 主催者あいさつ

3. 報 告

報告第1号 多々良沼・城沼自然再生協議会の設立までの準備経過

4. 議 事

議案第1号 多々良沼・城沼自然再生協議会の設立について

議案第2号 多々良沼・城沼自然再生協議会会則の制定について
・会長、副会長選出

5. 会長あいさつ

6. 協議会委員等の委嘱について

7. 閉 会

多々良沼・城沼自然再生協議会設立までの準備経過

近年の地球規模の温暖化や、生物の多様性の阻害などの環境問題は、原因者が特定される公害問題などと違い、その要因は不特定であり、複雑な関係を内包しています。

この課題を解決するためには、利害関係を調整しつつ、それを参加という協働作業に結びつける事のできる新たな仕組みが必要であり、平成15年、我が国で初めて、参加と役割の分担を法的な根拠として位置づけた「自然再生推進法」が策定されました。

多々良沼、城沼でこれまで実施されている、様々な取り組みを更に進化させ、参加と連携による自然再生の仕組みを構築するため、次のとおり準備を行いました。

- 平成21年11月 群馬県、館林市、邑楽町の3者が、自然再生推進法に基づく協議会の設置に向けて準備を進めることを確認
(3者で事務局を構成することを確認。)
- 平成22年2月 委員の公募開始
- 平成22年3月 公募委員(案)の選定
その他委員(専門、関連団体、行政等)(案)の選定
- 平成22年4月10日(土) 多々良沼・城沼自然再生協議会設立会議・第1回会議

多々良沼・城沼自然再生協議会の設立について

邑楽・館林地域は、低地の湿原が数多く残存し、湖沼やヨシ原等を中心に、地域特有の生態系が保たれてきました。

しかし、近年の周辺開発等から、水質の悪化や、植物希少種の減少、水鳥の飛来種の減少及び外来魚の侵入による在来魚の減少などが問題となっております。県や市、町ではこの課題に対応すべく、自然再生型の都市公園の整備や、水質浄化の取り組み等を進めてきました。

これを更に推進し、有機的に結び付け、真に実行性のある取り組みに進化させるためには、多々良沼、城沼の健全な利用や環境教育・環境活動の充実など、より一層の地域を巻き込んだ多角的な取り組みを、地域の独自性を育みながら進めることが必要です。

このため、多々良沼・城沼の豊かな自然を保全・再生・創出・維持管理していくためにはどういった取組が必要なのかを共に考え、そして実践していくための場として、自然再生推進法第8条第1項に基づき、地域住民、NPO、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関など地域の多様な主体により「多々良沼・城沼自然再生協議会」を設立することとします。

議案第2号

多々良沼・城沼自然再生協議会会則の制定について

多々良沼・城沼自然再生協議会会則を次のとおり制定します。

多々良沼・城沼自然再生協議会会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、多々良沼・城沼自然再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、多々良沼・城沼及びその流域の自然再生の推進に必要な事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画案についての協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他自然再生の推進のために必要な事項

第2章 組 織 等

（構 成）

第4条 協議会は、会長、副会長、監事、委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 自然環境に関し専門的知識を有する者（専門委員）
- (2) 自然再生に関する活動をしようとする団体又は法人の代表者
- (3) 自然再生に関する活動をしようとする地域住民
- (4) 国の関係行政機関及び関係地方公共団体の職員

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
監 事 3名

2 会長、副会長は委員の互選により定める。

3 監事は、群馬県東部県民局館林行政県税事務所県税課長、館林市出納室長及び邑楽町会計課長をもってあてる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

（オブザーバ）

第7条 協議会に、オブザーバを置くことができる。

2 オブザーバは、会長が委嘱する。

3 前条の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 オブザーバは、協議会の運営に関する重要な事項について意見を述べるができる。

（任期と委員の途中参加）

第8条 委員、役員、オブザーバの任期は2年とし再任を妨げない。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

2 協議会は、第1項に定める任期中において委員からの推薦があり、第3章に規定する

会議の議決が得られた場合には、新たな委員を途中参加させることができる。

- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、第1項に規定する委員の残任期間とする。

(構成員資格の喪失)

第9条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 所属する団体又は法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第10条 委員を辞任しようとする者は、第20条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会は、その運営に著しい支障を来す場合は、第13条に規定する会議の議決に基づき一部の委員を解任することができる。

(報酬)

第11条 委員、役員、オブザーバの報酬は無報酬とする。但し専門委員はこの限りでない。

第3章 会 議

(構成)

第12条 会議は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

(議決事項)

第13条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは副会長がこれにあたる。

(運営及び議決)

第16条 会議は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員等からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 構成委員のうち、第4条第2項第2号及び第4号に規定する委員にあっては、その指定する者を会議に代理で出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。

- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要と認めるときは、会議の委員等以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(公開)

第17条 会議は、希少種の保護上又は個人情報保護上支障がある場合を除き、原則として公開する。

- 2 会議を開催する場合は、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。

- 3 会議の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 会議の議事結果は、要旨を取りまとめて議事要旨とした上で、ホームページ等で公開する。

第4章 専門部会

(専門部会)

- 第18条 会長は、特に必要があるときは、自然再生の検討等について、専門的に審議するため専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は協議会の委員のうちから選任する。
 - 3 会長は専門部会の部会長1名を指名する。部会長は専門部会を統轄するとともに、副部会長1名を指名してその補佐を受ける。
 - 4 専門部会は、付託された専門事項について協議し会長に報告する。
 - 5 専門部会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第19条 会長は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の会議で報告し、その承認を求めなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

- 第20条 協議会の事務を処理するため、事務局を群馬県東部県民局館林土木事務所に置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は館林土木事務所長が、事務局員は館林土木事務所員、館林市都市建設部都市整備課員及び邑楽町都市計画課員がこれにあたる。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 経費及び会計

(経費)

- 第21条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、次に掲げるものをもってあてる。
- (1) 群馬県負担金
 - (2) 館林市負担金
 - (3) 邑楽町負担金
 - (4) 参加者負担金
 - (5) 協賛金、寄付金
 - (6) 雑収入(その他収入)

(会計年度)

- 第22条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立会議に要する経費及び事務局設立に要する経費については、これを追認する。

(予算及び決算)

- 第23条 協議会の収支予算は、年度末(または始)の会議の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、年度末(または始)の会議において承認を得なければならない。

(資産の管理)

第24条 協議会の資産の管理は、会長がこれを行う。

第8章 解 散

(解 散)

第25条 協議会は、第2条の目的を達成した等の理由により総会の議決を経て解散することができる。

2 協議会が解散するときの収支決算において、剰余金が生じたときは、総会の議決を経て処理する。

第9章 補 則

(委 任)

第26条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成22年 4月10日から施行する。

協議会委員等の委嘱について

多々良沼・城沼自然再生協議会会則第4条第2項に基づき委員
を、同第7条第2項に基づきオブザーバを委嘱する。

第 1 回 会 議

第 1 回 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

議案第 1 号 多々良沼・城沼自然再生協議会 平成 2 2 年度事業計画について

議案第 2 号 多々良沼・城沼自然再生協議会 平成 2 2 年度予算について

4. 閉 会

議案第1号

多々良沼・城沼自然再生協議会
平成22年度事業計画について

多々良沼・城沼自然再生協議会の平成22年度事業計画は、次のとおりと
します。

1. 会議の開催

(1) 自然再生協議会の開催（年4回開催）

- 第1回会議 H22.4.10 「平成22年度事業計画と予算の承認」
- 第2回会議 H22.7頃 「課題と目標の設定・将来ビジョン」
- 第3回会議 H22.10頃 「重点施策と推進方策」
- 第4回会議 H23.1頃 「全体構想原案策定」

(2) 専門部会の開催（年3～4回開催）

VE型ワークショップで実施計画に向けた具体的な検討を行う
成果は自然再生協議会に報告する

2. 多々良沼・城沼自然再生全体構想書の策定

会議、専門部会成果の取りまとめ

3. 事務局運営

上記2事業を展開するため、館林土木事務所に事務局を設置
会議の開催、委員の連絡調整

4. 広報・啓発活動

- (1) シンポジウム開催の検討
- (2) ホームページ運営の検討
- (3) その他各種啓発活動の検討

5. その他

多々良沼・城沼自然再生協議会
平成22年度予算について

(1) 歳入

(単位：千円)

項目	金額	備考
主催者負担金	2,100	
群馬県	1,050	
館林市	700	
邑楽町	350	
参加者	0	
協賛金等	0	
雑収入	0	
合計	2,100	

(2) 歳出

(単位：千円)

項目	金額	備考
会議費	410	印刷費、郵送費等
事務局経費	1,700	
事務局員雇用	1,580	給与等
その他事務費	120	消耗品、広報検討費
合計	2,100	